

## 県有施設等の取扱い

### 1 基本的な考え方

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館とする。また、一般県民への貸し出しスペース等は使用中止とする。
- 令和4年2月28日までの新たな予約受付は、実施期間にかかわらず、速やかに中止する。
- なお、相談業務等で使用している部分や特定の団体等が執務室等として常時使用している部分などについては、使用を止める必要はないが、基本的な感染防止対策に加え、利用者等を特定できるようにする。

### 2 実施期間

- 周知期間を含め、各施設の準備が整い次第実施し、令和4年2月28日までとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参考)

- 既予約分は、利用者側において中止・延期等の見直しが困難な場合には、県（施設管理者）及び利用者において万全の感染防止対策を講じた上で実施するものとする。

## 県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策

### 1 基本的な考え方

- 県内の不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント・行事等及び県外でのイベント・行事等は、既に日程等が決まっているものについても、オンラインによる開催を除き、原則として中止・延期する。

### 2 実施期間

- 令和4年1月20日から同年2月28日までの間とする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参考)

- やむを得ず開催する場合は、万全の感染防止対策が確保できるよう規模や開催方法を見直す。  
(人数限定で参加者を特定した上での開催など)
- イベント・行事等開催時には、ソーシャルディスタンシングの考え方に基づき、以下の項目などとり得る限りの感染防止対策を徹底する。
  - ・ 人数限定で参加者を特定すること
  - ・ 参加者間の距離はできるだけ2m（最低でも1m）程度を確保すること
  - ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置すること
  - ・ 会場の換気を十分行うこと
  - ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
  - ・ 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
  - ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
  - ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
  - ・ 上記のほか、「イベント開催制限の考え方について」を参考とし必要な取組を実施すること